

仙北市市税条例等の一部を改正する条例について

1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、仙北市市税条例等の一部改正が必要となったものです。

2 主な改正内容等

（1）個人住民税について

住宅借入金等特別税額控除の適用期限について、居住年を4年延長し、令和7年までの入居者を対象とするもの

施行日：令和5年1月1日施行

（2）固定資産税について

景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（現行：5%）とするもの

施行日：令和4年4月1日施行